

(研究ノート)

知的財産を巡る諸動静について
——変わる知財評価と戦略——

網 川 菊 美

知的財産を巡る諸動静について ——変わる知財評価と戦略——

綱川 菊美

和文抄録：本稿は、20世紀終盤時来注目されている知的財産及び知的財産権について、日本における知的財産立国宣言、アメリカは1980年代の政策の一大転換、それを基に高騰した特許権と増大した訴訟件数に絡んだ新特許ビジネスモデル、即ちパテント・トロールの出現、またそれが産業社会に与えた影響について述べ、課題への対処が図られる中、アンチパテント化の動きも認められる現状を指摘し、今後の展望の前段とした。

Key Words: 知的財産、特許、プロパテント、パテント・トロール、アンチパテント

はじめに

20世紀終盤時来、グローバリゼーションは年次拡大、深化の歩を速め、その相貌を劇的に変化させつつある。ICTの進展、高度化も相俟って、特に2008年秋のリーマンショック以降は、世界における経済産業の構図をも大きく変えつつある。新興国群の追い上げを受けた、垂直的分業から水平型分業への顕著なシフト傾向、企業の再編やM&Aのダイナミックな世界的展開、様々な技術の世界的競合・移転等、先進国群の企業を取り巻く環境の変化は、特に激しい。こうした情勢下、知的財産は、経営戦略を左右する資産としてその存在価値を高めているが、我が国では、人口の減少や少子高齢化等の社会構造の変化にも鑑み、その意義を国策の1つとして重要視するようになってきている。しかし一方、知的財産を巡る争訟は複雑化し、ボーダーレス化が進んでおり、企業等の法務や知的財産を扱う部門では、予防的法務や知財マネジメントの両面において、従前以上の効率化とリスクの低減とが希求されるようになってきている。これと並行して、老若男女、世界に伍すハイレベルな知財エキスパートが、日本でも目立つようになってきた。殊に大都市部においては、様々な領域の知的財産をカバーする気鋭の国際的専門家から成る集団が集結し、種々の知財関連活動を本格的に展開し始めている。知財バトルは、総じて長期化、コスト高となることが必至であり、その勝敗のインパクトも極めて大きいのが常で、時に致命的とすらなる莫大な損害の強要があることから、取組対処には周到な準備が不可欠である。弁護士、弁理士等の知財専門官の選別、また組織内担当者とのベストコンビネーションも緊要となっている。

とにかく近年増加する一方の多国間における知財紛争やパテント・トロール、独禁法や国際貿易委員会(International Trade Commission)訴訟等に際しては、企業等の担当者が、直面する課題、実務上の留意点について、最新動向から多角的に学び、知財の戦略化に本腰で真摯に取り組むこと

が、従前以上に重要な時代とはなっている。

本稿では、以上を踏まえ、以下知的財産を巡る動静について、特許を中心に概観する。

1. 知的財産とその権利保護制度

国連の一機関である世界知的所有権機関(WIPO ; World Intellectual Property Organization)の設立条約第二条によると、知的財産とは「人間の知的創作活動の結果として生み出されたものすべて」とされている。次いで知的財産権とは、知的財産に関して、例えば産業や文化を発展させるためであるとか、正義を実現し社会の秩序を保つためである等、ある種の目的に適うものだけを取り出して、法律で保護することから生じた権利であるとしている。保護の対象となる知的財産は、その種類により権利の設定方法や保護の内容、期間等に差異が認められるが、社会情勢の変化に相応する格好で、その権利に対する解釈や扱いが容易に変わるといった傾向も看取れる。いわば知的財産権とは、基本的人権のような普遍的な権利とは全く異なるものとしてあることが明記される。とはいえ、背景となる時代、今日では社会の速いテンポやサイクル等が影響して、特許訴訟の判決・審決と実態との齟齬が新たに問題として指摘されるケースも多く認められ、特許訴訟に真理はないという諺評も、今日特に固有の複雑な事情を孕むこととはなっているという次第だ。

日本では、現在、「知的財産基本法」により「知的財産」及び「知的財産権」を定義している。人間の幅広い知的創造活動の成果について、当該創作者に一定期間の権利保護を与えることにより、特許や著作物等の創作意欲の促進ひいては国家の産業振興を図るとしている。

「知的財産基本法」第2条をみると、「知的財産」とは「…発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品または役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。」とある。また第2条の2においては「知的財産権」について「…特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。」と定義している。

我が国では、2002年に『知的財産戦略大綱』を政府が策定し、21世紀においても日本が世界の中で確固たる地位を占め続けられるよう、知的財産立国の実現を国家目標と定めている。ついにはそのための環境を十分に整備すべく、種々の施策を総合的に早期断行していくことをも明確にし、実施が急がれた(図1参照)。果してその後、知的財産に関連する諸々の改革は広く進展が図られ、愈々日本も、知的財産権者をより手厚く擁護する、本格的なプロパテントの時代に突入した感が強くなった。1980年代の米国で功を奏したとされているヤング・レポートの日本版は、まだ始動後間もないが、確実に日本における知的財産への対応・処遇を変えつつあり、産官学もそれぞれ体制を一新して、プロパテントへの臨戦態勢を整えその定着が進みつつある。だがこれらの動きに対し、一周遅れのプロパテントと揶揄する向きが一部に看取される。これは、米国の方で、行き過ぎた知財擁護が様々な社会的弊害をもたらすようになった結果を疑問視し、オープン・

リソースを初め、アンチパテントに振れるような象徴的動きが散見されていることを受けてのことであろう。この辺りの件については次稿で記す。

図 1

知的財産立国の実現

「知的財産立国」とは、知的財産をもとに、製品やサービスの高付加価値化を進め、経済・社会の活性化を図る国づくり。

具体的行動計画

1. 知的財産の創造の推進

- 大学・企業における知的財産創出
- 創造性を育む教育・研究人材の充実

2. 知的財産の保護の強化

- 迅速かつ的確な審査・審判
- 実質的な「特許裁判所」機能の創出
- 模倣品・海賊版対策の強化
- 国際的な制度調和と協力の促進
- 営業秘密の保護強化
- 新分野等における知的財産の保護

3. 知的財産の活用の促進

- 大学等からの技術移転の促進
- 知的財産の評価と活用

4. 人的基盤の充実

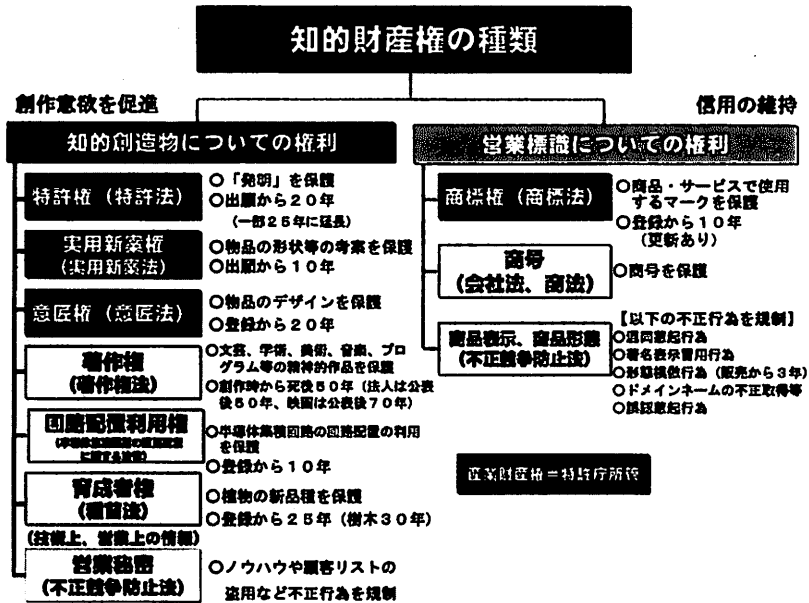
- 専門人材の養成
- 国民の知的財産意識の向上

(注) 今後、改革の過程で追加・充実があり得る。

出所：『知的財産戦略大綱』内閣府，2002年。

さて、現在日本では、発明や創作の成果としてある価値ある情報、無形資産である知的財産の権利を次のように大別している。1つは、特許権や著作権等、創作意欲の促進を目的とした「知的創造物についての権利」であり、他方は、商標権や商号等、使用者の信用維持を目的とした「営業標識についての権利」である(図2参照)。また別途、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び育成者権については、客観的内容が同じであるものに対して排他的な支配権を有する「絶対的独占権」という類別化をしており、著作権、回路配置利用権、商号及び不正競争防止法上の利益については、他人が独自に創作したものには支配権が及ばない「相対的独占権」として括っている⁽¹⁾。

図 2

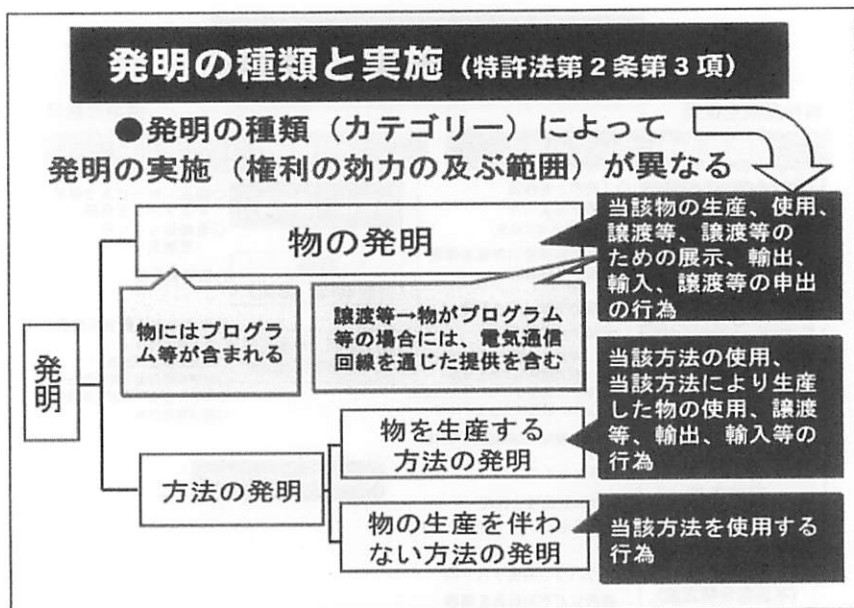


出所：『知的財産権制度入門』特許庁，平成22年。

ここで、近年多発している特許訴訟のそもそもの争点となる「特許権の実施」について概要を記しておこう。特許法では、発明をまずは「物の発明」と「方法の発明」に大別し、更に後者については「物を生産する方法の発明」と「物の生産を伴わない方法の発明」に2分して、計3つにカテゴリー分類している。特許法第2条第3項では、これら発明の3つの表現形式それぞれについて、特許権の効力の及ぶ範囲が異なることを規定しているが、実はこの辺りが最も特許権の厄介なブラック・ボックスであり、高度で巧妙な知識を駆使して挑まなければならないバトル・フィールドの核なのである。故に特許権をして広範囲をカバーする強力なものとするためには、発明の表現形式つまりはカテゴリーによって特許権の効力が異なる点を果敢に戦略的に活用し、巧みに特許権の含み、応用拡大の余地を検討していくことが肝要となる(図3参照)。特許法により、発明者が発明を独占的に実施できるという強力な権利を得るということは、発明者のみが他人を徹底的に排除して、その発明に関連する生産、販売、譲渡を完全に独占できるということを意味するからである。加えて日本では、権利者以外の者が外国で生産された侵害物品を日本国内に持ち込むことすらできないように、「輸入」の独占実施権をも発明者に与えていることから、市場規模次第では、特許の発明者の利益は巨額に昇る。

しかし、特許権が物の生産方法の発明に与えられている場合、その発明が侵害されているかどうかを立証するのはかなり困難である。製品を見ただけでは、どのようにしてそれが製造されたのかを識別するのは極めて難儀である。そこで特許侵害訴訟の際には、特許を侵害しているとされた側が、特許侵害していないことを証明する責任を負わされているのが世界の今日的趨勢ではある。

図3



出所：『知的財産権制度入門』特許庁，平成22年

2. プロパテントの始まりとその拡がり

1980年代、「モノより技術を売る時代」を豪語し、先陣を切ってその風潮を世界に拡散したのは米国である。この時期、半導体を初めハイテク部門をも含んだ多くの分野において、日本等の猛追を受けた米国は、産業の国際競争力の衰退が顕著となり、財政と貿易の両面で赤字を抱え込んだ結果、1984年末には純債務国に転落していた。西側陣営のリーダーとして、戦後経済面でも技術面でも広く世界を率いてきた超大国米国は、この事態を深刻に懸念し、すかさず自国産業の復権を狙う諸策に着手し始めたのである。時の大統領レーガンは、一気にプロパテント化へと政策の大転換を図り、知的生産活動の成果としてある種々の知財に対し、それまで以上の手厚い保護策の供与や、知財の強い権利の積極的な主張により、米国内の産業を再生させることに躍起となったのであった。この折米国は、一方で容赦なく製造大国叩きに奔走することも怠らず、日本はその格好の対象とされた。我が国の企業は、多くの長期にわたる特許バトル、巨額の賠償金判決等の悪夢の中、初めてプロパテントの脅威を、五里霧中で学習することになった。

ところで、米国は、企業の市場独占・分割や価格の騰勢等、私的独占による弊害を数多く経験してきた国である。故にこのことを踏まえて、1950年代末から70年代にかけては、日本の独占禁止法に相当する反トラスト法を厳格に運用して、独占行為を厳しく取り締まっていた。知的財産権は技術等の独占を例外的に認める制度であることから、反トラスト法とは全く相反する点が多く、80年代初期辺りまで特に注目されることはなかった。ところが、超大国の凋落が公然となると、米国政府は、国家の威信を取り戻すために、産業の国際競争力の回復を図って景気と雇用の拡大を目指すという政策を選択し、反トラスト法の厳格な適用からその緩和へと、また知的財産

権を保護強化する方向へと急旋回したのである。知的財産は技術革新の起爆剤であり、産業の再生、国力の回復には欠かせないと切実に認識した結果であろう。

さて、後に世界を震撼させることになるプロパテント策の強化は、実はその前兆を、1979年10月のカーター大統領による産業技術政策に関する教書に見ることができる。カーター大統領から議会に提出された教書は、個々の産業政策を国際競争力の回復という目的に関連づけるとしたもので、9つの具体的方策を明示していた。その中の4項目を示すと、「連邦助成研究開発成果の技術移転促進」、「ベンチャー企業の育成」、「反トラスト法緩和」、「知的財産権保護強化」となっている。

レーガン大統領は、カーター教書を引き継ぎ、1982年、産業の活性化を目的とする先端技術の競争力強化のための特別委員会を設置したが、翌年6月には、その委員会を当時の米ヒューレット・パッカド社のJ.A.ヤング社長を代表とする「米産業競争力委員会」に再編し直している。この委員会が1985年1月にレーガン大統領に提出したのが、いわゆる「ヤング・レポート」として有名な国際競争力の基盤強化の指南・提言書である。これは、研究開発に関する産・官・学の役割、金融政策等を通じた適切な資金の分配、教育制度の見直しによる人材の育成、通商政策の責任体制の確立等、極めて広範囲に及ぶ提言を行っている。特に基礎教育の充実、連邦助成研究開発投資の増大、研究開発費用に対する税制面での優遇措置等を明記強調し、広く国力の基層の充実・支援強化を図って、国際競争力の基盤を強くすることを謳っていた。これら総ては、閉塞感に覆われた日本の1990年前後から今日に至る状況を踏まえて策定された、「知的財産戦略大綱」誕生の経緯とその中身に酷似してはいないか。

ここで知的財産との関連で上記「ヤング・レポート」の提言をみると、研究の結果獲得した知識については、実用的な商品へと転化するインセンティブを高めることが重要であるとし、愈々知的財産権の保護の強化、戦略化が、米国において本格的に始動したことが認められる。国内的には知財関連法律改正等の勧告を、国際的な知財保護強化のためには当時のGATTを交渉の場として活用することを、また通商法301条等による二国間知財交渉を推進する等、知的財産の保護政策は、産業の国際競争力強化という目的の下、通商政策、経済政策の一環としての位置づけを得たのであった。以後、知的財産権は、貿易国との通商課題を解決するツールとしても活用されることとなり、ドル高政策を放棄したブラザ合意翌日の1985年9月23日にレーガン大統領が発表した「通商政策アクションプログラム」、翌1986年4月USTR(米国通商代表部)が発表した通商政策等を通して、その保護・強化策は、着実に個々の施策としての具現化も図られていった。1988年8月発効米国の包括貿易法は、過去の研究開発の成果を活用した国際競争力の強化、ソフトウェアやバイオテクノロジー等の先端技術の十分な保護による将来の市場確保、これらのための国内関係法の新たな整備、ひいては外国に対しても制度改正を迫る等を可能とする改正法であり、果してこの後、世界に大きな影響を及ぼすことになったものである。

日本の企業で、これら一連の法の大きな犠牲になった第1号は、ミノルタカメラであろう。カメラの自動焦点機構を巡る特許侵害訴訟で、足掛け6年にも及ぶバトルの後、1992年3月4日、ミノルタカメラは、米ハネウェル社に対し最終和解金として1億2,750万ドル(当時の邦貨換算で約165

億円)を支払うという敗訴判決を強要された。日本企業を巻き込んだ同種の事件としては、過去最大級の巨額賠償命令であり、その衝撃は大きく、当時知的財産権については関心の低かった日本人、特に企業のトップに与えた驚愕、不安と疑問の錯綜は大変なものであったようだ。ミノルタ側では、訴訟費用だけでも約40億円、更に米国企業の技術を盗用した企業との烙印で信認にも傷をつけられたこと等にも鑑み、日本のメディアは、過剰に日本企業の特許侵害訴訟予防策や企業の存亡まで危惧した論調を、当時しばらくの間続けた。だがその後も日本叩きは続き、それまでの業界水準をはるかに上回る高額の特許料要求が、米国を代表する企業から多々あった。多くは米側の強い要求に折れたが、あくまで支払いを拒絶する日本企業も次第に現れ、特許侵害提訴に対する逆提訴を重ね、最後まで反撃を辞さない学習経験を積んだせいか、次第に日本側の敗訴率は低下していくことになった。当初は、不慣れと準備不足とが影響して、不本意な特許侵害の敗訴判決・審決、巨額の賠償の甘受を余儀なくされていたが、逐次知的財産権を取り巻く環境の変化を深く理解して、対処能力を高めていった成果といえよう。

因みに、米国科学財団の年次報告「科学技術に関する国際データ」によると、1986年から1990年までの4年間に、米国の純技術貿易収支はほぼ倍増している。詳細をみると1986年には13億8,200万ドルだったものが、4年後の1990年には24億2,200万ドルと約1.75倍にまで増大している。これらのデータは、米国の企業が知的財産権を行使して、資本関係のない海外企業等から得た正味の技術収支黒字幅であり、IBMのような多国籍企業のグループ内取引分は除外してある。この時期、日本からの支払いによる技術収入比率は高く、何とほぼ半分を占めていた。日本全土が、特許恐怖症に襲われた感があったことも頷ける。

ところで、プロパテントの時代とはいえ、訴訟は一種の異常事態であって、特許権の通常の間では決してない。法的に認められた独占権をうまく活用することで、有利に事業を進めるのが特許権の本来あるべき一般的な状態である。にも拘らず訴訟が頻発しているのは、特許権が著しく高騰したからであり、極めて効率のよい収益源となったからである。長年の苦労多い研究開発の成果としてある技術が、特許権の行使によって保護されるということは、侵害敗訴側には致命的な痛手となるが、一方で莫大な賠償金を得る側には、利得の多い報酬で飛躍の機をもたらすものとなる。特許権の行使が、開発投資金の回収、その他、いかに企業にとって魅力的かを顕示する事例は多い。かのゼロックス社とて、斬新な複写原理の発明により基本特許を抑えた後、複写機本体を開発して関連する約200件近くの特許権を成立させ、それを基に、1960年には殆ど無名であった同社を3年後には複写機分野のトップにまで大躍進させて、今日尚世界を代表する優良企業としての位置を保持し続けているのである。

3. パテント・トロール

先進諸国では、総じて経済状態が低迷し社会が閉塞状況にある中、知財訴訟の方は活況を呈し続けている。世界に名をはす大企業同士が、長期にわたり莫大な経費を投じて特許権を巡る争いを展開している背景には、それが他に比し莫大な利益をもたらす価値ある情報であるためだが、

近年徒花の如き新たな特許ビジネス、即ちパテント・トロールの出没が、産業界、特許市場に様々な影響をもたらしている。

ところで、パテント・トロールの先駆けとしては、いわゆる「サブマリン特許」(注2)を指摘する者が多い。かつて米国には特許公開制度がなく、また権利期間が発効日起算であったことから、出願人は制度を巧みに利用して発明の長期間非公開を操作し、市場の形成を待って巨利を食うことができた。その端緒ともいわれる著名な例、バーコード・システムに関する Lemelson特許についてみてみよう。発案者Lemelsonは、1950年代に当該特許の出願を行っていたが、その後も所定の手続きを継続しながら公開、特許権の行使を長年せずにした。ところが、1989年に米国の自動車産業がバーコード・システムの採用を公表するやいなや、彼は特許弁護士と共にやおらそのバーコード・システムをクレームした多くの分割出願を行い、当然その後に特許権の取得、その行使により多額のライセンス料を獲得したのであった。まずは日本や欧州の自動車メーカーから、そして米国自動車メーカーからは、Ford社による特許無効の確認訴訟が退けられた後に、ライセンス料の支払いを得ている。Lemelsonは、延べ1,000社以上から約15億ドルを獲得したとも、また日本の自動車メーカーからは、年間600億円を得ていたともいわれている。だが、1997年に彼が他界後、ほどない1999年には、Symbols社や他のバーコード・リーダー・メーカーによって、再度Lemelson特許は特許無効の確認訴訟を起こされている。当初地裁はFord事件を基に訴訟を退けたが、控訴審では判決差し戻しとなり、その後地裁によって、Lemelson特許は出願過程における怠慢(prosecution laches)があったとして行使不能との新たな判示に至った。この後サブマリン特許は、法律の改正が進んだこともあって殆ど消失したが、新たに別タイプの特許ビジネスモデルが出現し、今日特許界、産業界に様々な波紋を投じている。

いわゆる今日問題視されている、「パテント・トロール」と称される知能集団の存在が、米国の知財社会の中で認知されたのは、1999年の特許侵害訴訟時のことであったとされている。小さなテック・サーチ社が巨人インテル社を被告として提訴し、1兆円超の損害賠償を要求したため、当時インテル副法務部長であったピーター・デトキンがこれを不気味な存在として捉え、「特許の怪物」という意味で「パテント・トロール」と呼び、その後この呼称が定着しているようである。それ以前にも、アメリカには「特許搾取者ないし強奪者(patent extortionist)」、「特許寄生虫(patent parasite)」、「特許の海賊(patent pirate)」、「特許投機家(patent speculator)」がパテント・トロールに類する語としてあったが、日本でも当初は特許詐欺等、邪悪なイメージから蔑称が与えられていた。因みにパテント・トロールとは、上記のデトキンが、意表を突かれた侵害訴訟に対し、スカンジナビア地方に中世から伝わる怪物の如きと、伝説の洞窟に潜む異形の怪奇物に擬えたものであり、実際は1991年当時、彼がインテル社の顧問弁護士時代に既に命名し、使い始めていたものようである。

とにかくパテント・トロールが注目されたのは、まず米国における裁判において特許権侵害を訴えた原告の中に、「自らは発明を実施しておらず、実施する意図もなく、多くの場合、決して実施することのない特許から多くの利益を得ようとする者」(注3)、いわば生産のための施設や設備

を持たず、製品やサービスの提供をしていない企業が多かったからである。その基本的なビジネス手法は、通常、特許権侵害を主張して企業に近づき、高額なライセンス契約を迫り、その結果対象企業が契約に同意しない場合には、直ちに訴訟に至るという、巧妙な訴訟戦略の駆使による巨額の収益収奪といったものであった。

しかし今日では、パテント・トロールにもいくつかのタイプが認められる。特許権の利用を目的として、目指す特許の取得を図る企業から、以前は製品の製造や販売を業務としていたものの、全部または大方の操業停止により、残った特許権の有効活用を目指すことになった企業、また特許権者の立場で権利を主張するエージェントや一部の特別な法律事務所等がその主だった例として指摘される。最広義には、特許権の取得に止まり、生産や販売とは縁がない大学等の研究機関や個人発明家、中小零細のベンチャー企業、加えて業界標準技術に関する特許保有企業も侵害訴訟を本来業務の1つとすることから、パテント・トロールと見做し得るという見方もある。

だがそもそもパテント・トロールは、製品を扱わないことが多いため、クロスライセンス等のビジネス上の和解に向けたインセンティブは全く機能しないケースが殆どである。故に標的としては、高収益企業であったり、特定の特許に絡むメーカーから小売業者までの総ての関連企業であったりと、要は高圧的で根拠のない訴訟が、相応に功を奏する可能性が高いところが狙い撃ちされていたと見て取れる。詳細は別稿に譲るが、諸般の事情から、世界の中でも米国内のIT業界が最もパテント・トロールの台頭に好都合であったことが認められる。1990年代終盤におけるITブーム時の特許出願の急増、2001年のITブームの崩壊、当該分野の製品の多くが特許の塊であること等に起因した業界固有の有様が、彼らには詭え向きだったようである。

トロールへの対応策としては、その実態を冷静に分析し、彼らが意図する交渉・提訴に関する戦略を正確に予測して、自らの最善の解決策・目標を設定することが肝要だが、百戦錬磨のトロール相手の長期交渉に耐え得る人材の確保も劣らず重要である。現在、日本にパテント・トロールに対する深刻な懸念はなく、その事例も極めて少ないが、近年、大学等へ米国からのアプローチがあるようなので、今後は注視が必要である。

おわりに

プロパテントを先導した米国においても、特許法に関する議論は続けられており、連邦最高裁判所を含む司法界では、従来の判例を覆す積極的な判決を出して、毅然としないパテント・トロールの専横を締め付ける方向への動きを見せている。日本国内でも、技術革新の激しいソフトウェア分野が、その特許の特異性に鑑み、アンチパテントの風潮を強めつつあることが認められる。オープン・ソース・ソフトウェアの発展に伴い、納得性に乏しい権利行使が、当該分野の発展を阻害しているとの批判まで飛び出して、アンチパテント感情を高めている。パテント・トロール対策トラストの設立や、包括的なパテント・プールの形成等、新たな対処も出現する中、果して、新しい権利行使の在り方は如何あるべきか。その模索は、法律家を中心とした知的財産権の議論と共に、各業界における全体的な取引ルールの構築や慣行の確立に向けた検討の中で既に始まっ

ている。

(続く)

注

- 注1. 『知的財産権制度入門』第1章知的財産権と産業財産権制度の概要、第2章産業財産権の概要、参照。平成22年度、特許庁編集・発行。
- 注2. サブマリン特許とは、原出願から長期間を経て公開された特許を示す、非公式な法律用語である。潜水艦よろしく水面下に長期間留まり、その後タイミングよく出現して、特許の公開・取得やその権利行使によって周囲を驚かせるものであり、無論、市場から効率よく巨額の利益獲得をも狙うものである。
- 注3. 「米国、日本、台湾、欧州におけるパテントトロール(要約)」寄稿1、仮訳、大熊靖夫、佐橋美雪、Joe Brennan、他1名、2007. 1. 30. no. 244, 91p, tokugikon

参考文献

- 『産業財産権の現状と課題の公表について～グローバル化に対応した知的財産システムの強化～<特許情報年次報告書2011年版>』特許庁企画調査課、Webとつきよ 平成23年8月号(No. 28)。
- 『日米知的財産権戦争』大森陽一、集英社、1992年11月25日。
- 「プロパテントの時代の到来」西島綾雄、<http://www.ad.il24.net/~http://www.creatips.jp/archives/51856938.htmlniship/DATA4.htm>
- 「米国特許訴訟 最新事情 パテント・トロール、テキサス州東地区裁判所、そして陪審審理」ヘンリー幸田、『パテント2009』Vol. 62 No. 12
- 「戦略的に特許を買い取る」松本祥治、IP Strategy、『EE Times Japan』2008. 07
- 「産業構造審議会 第13回知的財産政策部会 議事要旨」平成22年3月経済産業省、http://www.jpo.go.jp/siryoutousin/shingikai/tizai_bukai_13.htm
- 「パテント・トロール対策会社」あやたろう、2009年7月4日、<http://commutative.world.coocan.jp/blog2/2009/07/post-183.html>
- 「シスコなどIT大手11社、パテント・トロール対策トラスト設立」IP-NEWS、http://news.braina.com/2008/0702/enter_20080702_001_.html
- 「究極のパテントトロール対策？和解金狙う特許訴訟防げーソニー、専門ファンドと提携」朝日新聞 2009. 6. 23、<http://www.creatips.jp/archives/51856938.html>
- 「アンチパテントの風潮とソフトウェア特許を考える」井上純一、『ITソリューションフロンティア』2005年7月号
- 「米国社会における特許制度改革の動向(4)米国におけるパテント・トロール対策及び特許制度改革への提言(EMVルールの制限、パテント・トロール対策)」吉田哲、日経BP知財Awareness、http://chizai.nikkeibp.co.jp/chizai/etc/20090128_yoshida4.html
- 「審決取消訴訟の新受。既済件数及び平均審理期間：統計：知財高裁について」、http://www.ip.courts.go.jp/aboutus/stat_02.html

Changes in the Environment Surrounding Intellectual Property

Kikumi Tsunakawa

After the bubble burst, Japan fell into an unprecedented, extended economic depression. However, the government of Japan and Japanese companies have switched to the offensive.

But the changes have occurred in the source of competitiveness from the 1980s to the present. Technology innovation has started to play a more important role in promoting global economic growth.

Based on such awareness, in 2002 Japanese prime minister stated that the government should promote an intellectual property policy to make Japan an intellectual property-based nation. While in America pro-patent policy has already started since mid-1980s and has caused various problems such as patent troll. Recently, to protect new technologies properly and push forward the creation of new markets, leading countries have been struggling for new policy frames.

Key Words: intellectual property, patent, pro-patent, patent troll, anti-patent